

体験学習

お正月を楽しむ会

百人一首やカルタ、すごろくなど、古くから伝承されてきた昔懐かしい正月をみんなで体験してみませんか。
また、遊びを
楽しんだ後は、
箱根町女性会連
絡協議会の協力
により、七草がゆを試食します。
七草がゆを食べ、一年の無
病息災を願いましょう。

日時 1月5日(木)
〇正月遊び 9時30分
〇七草がゆ
・調理実演 11時
・試食 11時30分頃
場所 郷土資料館
※当日、時間までに集まってく
ださい。
照会先 教育委員会生涯学習課
郷土資料館 ☎85-7601



平成24年箱根町成人式
「自由と自律」

成人を迎えた皆さんの新しい門出を祝い、成人式を開催します。
日時 1月9日(月)11時受け付け
場所 箱根ホテル小涌園コンベンションパレス



新春の恒例行事である消防出初式を次のとおり行います。
消防団員の表彰式と併せて、幼年消防クラブや消防隊の演技、一斉放水などを披露しますので、ぜひ、見に来てください。

消防出初式

内容
〔第一部 式典(12時)〕
・祝辞、新成人代表のことばなど
・記念写真撮影(12時25分)
〔第二部 交流会(12時45分)〕
・成人式実行委員会の企画、運営による交流会「未来を創り出す私たちのすべきこと」
持ち物 案内状
照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

**町観光産業融資
利子補給金**
申請は今月中に!

町内で観光事業を営んでいる中小企業者が、金融機関から借り入れた事業性設備資金の利子額の一部を補助します。
受給要件
・観光産業関連業種
・町内で2年以上継続して事業を営む中小企業者
・町税などの滞納がないこと
対象資金
・町内金融機関より融資を受けた事業性設備資金1,000万円以上
・返済期間10年以上

悪質な投資勧誘に注意!
株や社債の取り引きに関し、高齢者を中心にトラブルが多発しています。不審に思ったら、横浜財務事務所窓口にご相談してください。
◎電話勧誘などにすぐ応じない。
◎もうけ話を安易に信じない。
◎よく分からない商品(未公開株など)には手を出さない。
このような勧誘には、用心を!
◆「上場確実です。」「必ずもうかります。」「株を買い取ります。」「被害を回復してあげるので、代わりにA社の株を買ってください。」「金融庁(証券取引等監視委員会、関東財務局)の者ですが…」
なお、平成23年11月24日に改正金融商品取引法が施行され、無登録業者による未公開株の売り付けは、原則無効です。
相談窓口 □財務省横浜財務事務所 ☎045-681-0933
□神奈川県警察 悪質商法110番 ☎045-651-1194

**退職金共済制度
加入奨励補助金**
申請受け付け中

退職金共済制度に加入している事業所に対し、掛け金の補助(今回は平成23年度後期分「7月〜12月」)を行っています。
内容
・年間利子額の1%
・上限5万円
・補助期間3年間
※平成23年1月1日から12月31日までに支払った利子について、1月中に申請を受け付けます。
照会先
□町内金融機関
□観光課 ☎85-7410

**木造住宅
無料耐震相談会**
神奈川県建築士事務所協会 西支部の協力により、木造住宅無料耐震相談会を開催します。建築士が建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全か、この機会を利用して確認してください。

(新成人のためのQ&A)
20歳になったら国民年金

Q 年金は老後だけのもの?
A 国民年金には、病気やけがで障がいが残ったときに受けられる障害基礎年金や、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに受けられる遺族基礎年金があります。万一のときでも、年金は経済的な保障があります。

Q 現在厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ない?
A 厚生年金や共済組合の加入者も、国民年金の第2号被保険者と言い、同時に国民年金にも加入していることとなります。国民年金は、全ての公的年金に共通するため、基礎年金とも言います。

Q 保険料は何年間納めるの?
A 20歳から60歳になるまでの40年間納めると、満額の老齢基礎年金が受けられます。なお、年金を受けるためには最低25年の納付済期間(免除期間や合算対象期間などを含む)が必要です。

Q 保険料を納められないときはどうすればいい?
A 経済的に苦しく保険料が納められないときのために、保険料免除・納付猶予制度があります。これは、申請し承認されれば、保険料が免除または猶予されるものです。また、学生には学生納付特例制度があり、申請により保険料の納付が猶予されます。

Q 将来、年金は本当にもらえるの?
A 国民年金は、国が責任を持ち運営している制度です。必要な財源は、国が一部負担し適切な見直しを行っており、保険料を納めることにより、年金を受け取れます。

照会先 保険年金課 ☎85-9564

なお、駐車場はありませんので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
日時 1月12日(木)10時
場所 湯本小学校校庭(雨天の場合は同小学校体育館)
※一斉放水は湯本大橋下流の早川河川で行います。
その他 当日8時にサイレンを鳴らしますが、火災と間違えないでください。
照会先 消防本部 ☎82-4512

**総務大臣から表彰
されました**

消防本部は、3月11日に発生した東日本大震災において、緊急消防援助隊神奈川県隊の一員として宮城県仙台市などに出勤し、劣悪な環境の中、懸命な消防活動に従事しました。その結果、被災地域住民の被害軽減に寄与した功績を称えられ、総務大臣から表彰を受けました。

**「緑の銀行」から
樹木を無料配付**

町の「緑の銀行」では、みどり豊かな生活環境づくりを推進するため、一般家庭や事業所などから寄贈されたものや町で育てた樹木70本を、町民の皆さんに無料で配付します。

対象の住宅 自ら所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件に該当するもの
○昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅または併用住宅(併用住宅は1/2以上が住宅の用途)
○枠組壁工法(ツーバイフォー工法)またはプレハブ工法でないもの
日時 1月30日(月) 18時30分〜20時30分(相談時間は50分程度)
場所 分庁舎4階第7会議室(相談時間は50分程度)
持ち物 建築年や建物の概要が分かるもの(建築確認通知書、建物平面図や間取図、内観や外観の写真など)
定員 6人(申込順)
申込方法 電話で申し込んでください。
照会・申込先 都市整備課 ☎85-9566

配付樹木
・ローバイ(120cm) 15本
・ヒメシヤラ(200cm) 5本
・ハナカイドウ(160cm) 5本
・ミツバツツジ(80〜120cm) 10本
・ムラサキシキブ(80〜120cm) 10本
・クルメツツジ(40〜50cm) 10本
・サルスベリ(150〜170cm) 5本
・キンモクセイ(180cm) 5本
・サザンカ(150〜160cm) 5本
申込方法 往復はがきに希望樹木名、本数、住所、氏名、電話番号、配付期間中の受取希望日を明記し、1月31日(火)必着で申し込んでください。ただし、申込数は1世帯で1種類につき2本以内、総数4本が限度です。
※往復はがきの返信には、住所および氏名を記入してください。
配付期間 3月5日(月)〜7日(水) 10時〜16時
配付場所 宮城野苗圃(案内図は返信はがきに記載)
その他 申し込み多数の場合は配付数を調整します。
申込・照会先 環境課 ☎85-9565 / 〒250-0398 箱根町湯本256